

## 「騒音」 特定建設作業の対象となるもの

- 1 **くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業**  
(もんけん、圧入式を除く。)  
(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 **びょう打機を使用する作業**
- 3 **さく岩機を使用する作業**  
(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)
- 4 **空気圧縮機を使用する作業**  
(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)  
(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 **コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業**  
(コンクリートプラント：混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>メートル以上のものに限る。)  
(アスファルトプラント：混練機の混練容重量が200kg以上のものに限る。)  
(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 **バックホウを使用する作業**  
(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)
- 7 **トラクターショベルを使用する作業**  
(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)
- 8 **ブルドーザーを使用する作業**  
(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)

## 「振動」 特定建設作業の対象となるもの

- 1 **くい打ち機、くい抜き機又はくい打ちくい抜き機**を使用する作業  
 (もんけん、圧入式を除く。)  
 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
  
- 2 **鋼球**を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
  
- 3 **舗装版破碎機**を使用する作業  
 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
  
- 4 **ブレーカ**を使用する作業  
 (手持式のもの除く。)  
 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

1 くい打(抜)機	ディーゼルハンマ、気動ハンマ、油圧ハンマ、ドロップハンマ、振動くい打機、パイルエキストラクタ
2 びょう打機	リベットハンマ(リペッター、リベッチングハンマ、リベットガンとも言う)
3 さく岩機	ハンドハンマ、レッグドリル、ストーパ、ドリフタ、ブレーカ(大型ロック・中型・ハンド)
4 舗装版破碎機	ドロップハンマ車